## 令和 4 年度 第 210 回佐用町農業委員会会議録

令和 4 年 11 月 22 日，午後 1 時 30 分 南光文化センター にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 |
| 7 福田 範康 |  |  |  |
| 10 番 竹内 辰已 | 8 福原 正幸 | 11 番 | 間嶋 義弘 |
| 金谷 隆志 |  |  |  |
| 13 番 | 松岡 英雄 |  |  |

2．欠席委員は次のとおりです。

| 12 番 花井 義信 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 吉田 将光•藤本 浩•横山 隆夫•梅本 正見•高本 耕作•柿本 美満夫•谷口 茂博
事務局長 井土 達也 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）報告第 2 号 農地法施行規則第 53 条の申出について
（3）議案第 1 号 農地法第 5 条の許可申請について
（4）議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の申請について
（5）議案第3号 非農地証明の交付申請について
（6）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。
事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは，会長か らあいさつをお願いいたします。
議 長（福田会長）皆様こんにちは。秋作業もみなさま落ち着いてきたと思います。天候も安定していますが，1週間ほど前から霜が降りはじめ，寒い季節になってきており ます。ロシア，ウクライナ情勢の影響で，やはり肥料の高騰，燃料の高騰など， いろんな経済をゆるがすような，気を緩めることができない状況が続いています。

また，佐用町の近辺では熊の騒動がありました。熊も狩猟してもよいと許可が下 りております。江川地区では 1 頭捕獲されました。ただ，まだまだ金近や大撫で はグループでいるようですので，安心することなく，早朝や夕方に散歩などされ る際は十分気をつけていただき，近隣の方とも気を付けるよう声をかけたりして命を守っていただきたいと思います。

それでは，佐用町農業委員会第 210 回 11 月定例委員会を開催いたします。本日 の欠席委員はございません。したがって，ただいまの出席委員は 12 名であります ので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しており ます。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき，署名委員 を指名させていただきます。 5 番の安本委員と 8 番の間嶋委員にお願いいたします。 それでは，ただいまから議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 2 件の申請がありました。
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局より報告がありました，この案件につきまして，何かご意見質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議

全
議
長 それでは，報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に，報告第 2 号「農地法施行規則第 53 条の規定による申出について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 2 号「農地法施行規則第 53 条の規定による申出について 次の農地を，農地法施行規則第 53 条大 4 号の規定により，無線基地局用地に転用したい旨，申出 があったので確認を求める。令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」 1 件の申請がありました。
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局より報告がありました，この案件につきまして，何かご意見質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等がないようですので，承認してよろしいですか。
員 はい。
全
長 それでは，報告第 2 号の案件につきましては承認されました。次に，議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたしま

す。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 2 件の申請がありました。
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，蔭山委員より説明願います。
3 番（荂山委員）議席番号 3 番の陰山です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 7 ページからになります。現地確認について 11 月 7 日 10 時より，事務局 の押田さん，波戸さん，代理人で行政書士の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように，国道 373 号上町交差点を平福方面に行く途中 れ，宍粟市山崎町の賃貸アパートに住んでおられますが，将来子供ができたとき のこと，両親のことを考えて佐用に帰ってくることを考えていて，両親や祖母に相談したところ，実家前の祖母の所有する申請地に住居を構えることを勧められ，今回の申請に至りました。立地基準による判断については，本申請地は農用地区域外にある農地です。一般基準についても，資力•信用については金融機関の残高証明により確認し，計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ，周辺農地 の影響等についても，隣接者の同意書，自治会長の同意書も得られ，また同土地上に資料 13 ページのように農業用物置を据付け利用していたことに対しては始末書も提出され反省しています。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきま して，竹内委員より説明を願います。
7 番（竹内委員）議席番号 7 番の竹内です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 17 ページから 29 ページになります。現地確認については，令和 4 年 11 月 9 日 13 時より，事務局の押田さん，波戸さん，加 2名の合計 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように，早瀬集落の国道 179 号線の道沿いにあります。譲渡人の さんは高齢のため，農業経営を引退し たいと考えておられ，利用権設定のために相手方を探していたところ，譲受人で ある が露天資材置場として利用できる土地を探し ていて合意ができたため，今回の申請にいたりました。立地基準による判断につ

いては，本申請地は農用地区域内にある農地以外の土地であり，また，10ha 以上 の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく，2 種農地に該当します。また，本件土地以外に周辺の他の土地で目的を達成できる土地 はありません。一般基準についても，資力，信用については金融機関の残高証明 により確認し，計画日程及び内容からも目的が果たされ，周辺農地の影響等につ いても隣接者の同意，自治会長•水利代表者の同意書も得られていることから問題ないと思います。本件につきましては，水路がすぐ横にありますので，水路管理に絶対に迷惑をかけないようにのり面の草刈り等を行うようにお願いしていま す。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。
古川 委員 資料 29 ページでは資材置場ということですが，事業計画で示されている四角は資材なのですか。

事務局長 四角は全て資材ということで，太陽光のパネルを貼るという計画ではありません。竹内 委員 本件については，申請者と話をしており，資材置場にするということでした。資材置場にする場合は草が生えたりして大変ではないかと尋ねましたが，その点に つきましては心配をかけないように，砂利をひくなどして，草が生えないように しますと答えは返ってきております。
議 長 他にございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 1 件の申請がありました。 （議案第2号，議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，竹内委員より説明願います。
7 番（竹内委員）議席番号 7 番の竹内です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 30 ページから 35 ページになります。現地確認については，11月9日 13時50分より，事務局の押田さん，波戸さんと商工観光課空き家バンク担当の大永 さんの合計 4 名と行いました。申請場所は資料にありますように，西大畠集落の申請者 さんの家の前にあります。申請人は，10年前までは当申請地の隣に住 んでいましたが，現在は 市に住居を構えており，空き家となりました。

そこで管理ができなくなり，家を含めた所有不動産を売却したいということで，町の空き家バンクを利用しようと相談をされました。その際に農地を空き家とセ ットで移住者へ売買するために，別段面積を緩和してほしいとのことで本申請に至っています。現況は耕作がされておらず，荒れないように草刈りのみしていて，写真のとおり遊休農地となっております。今回セットで売買される空き家は，現在，賃借等の権利設定は行われておらず，農地に関する補助金の対象農地にはな っておりません。以上を踏まえまして本件は別段の面積を 1 m としても問題ない と考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。
長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，1番の案件につきましては，別段の面積を 1 $\mathrm{m}^{2}$ と決定してよろしいですか。
全
員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては別段の面積を 1 m と決定されました。次に，議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局 より説明願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 4 件の申請がありました。
（議案第3号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番と 2 番の案件につきまして，安本委員より説明願います。
5 番（安本委員）議席番号 5 番の安本です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 36 ページからになります。現地確認については 10 月 20 日農業委員会の農地法第 3 条口述書で説明いたしました案件 13 件の他に 4 件申請がありましたが，現地確認の結果傾斜地で農地には適しておらず，原野と判断し，非農地証明願の申請を行うよう指導したため本申請にいたっております。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願い します。
続いて，議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 49 ページから になります。現地確認については 11 月 8 日 10 時より，事務局の波戸さん，押田 さん，申請者の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は資料にありま すように，国道 373 号線を北上し，大船の交差点を左折して 300 m の中ノ原集会所の周辺に位置しています。農地でなくなった時期と現況は，杉の植林をして 50年以上経過しており，山林及び原野状況にあります。現況から農用地として運用 できないため地目変更するために本申請にいたりました。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願い

します。
議 長 審議については 1 件ずつ行います。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ござ いませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
議
員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。つづいて， 2 番の案件につき まして何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
議
員 はい。
長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番の案件につきま して，竹内委員より説明願います。
7 番（竹内委員）議席番号 7 番の竹内です。議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 62 ページから 67 ページになります。現地確認については 11 月 9 日 14 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，行政書士の さんと 4 名で行いまし た。申請場所は資料にありますように，力万集落の申請者宅前の国道端にありま す。申請人は，年齢のことを考え，自己所有不動産の調查をした結果，登記上の地目が田であることが判明し，地目変更を行いたいとのことで本申請に至ってい ます。申請土地は昭和 55 年に自動車整備工場の従業員駐車場として購入し整備し ました。また，平成 24 年の新社宅新設後は隣接地である を含めた一団地 を中古車展示場として利用し，雑種地となっており，始末書も提出しています。 また，このことについては自治会長•水利責任者の同意書も添付されています。 さきほどのことは非農地証明の審査基準の 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また，現状にいたるまでの経過 についても自治会長より碓認書もいただいており，問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので，ご審議のほど よろしくお願いします。

長 審議に入ります。 3 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて 4 番の案件につきま して，福原委員より説明願います。
10 番（福原委員）議席番号 10 番の福原です。議案第 3 号 4 番の案件について説明いたします。現地碓認は11月7日9時30分より，事務所の さん，事務局の押田さん，波戸さんと私の 4 人で行いました。資料は 68 ページから 82 ページです。申請地

の位置は資料 68 から 70 ページにありますように中三河の元三土中学の上，通学路の右側に【，い，があり，【 の隣になります。申請人は令和 4 年 6 月に相続されましたが，その登記手続きの ため所有地を調査したところ，本申請地の地目が山林でなく農地であったため本申請にいたりました。申請地の状況は資料 79 から 82 ページのように山林になっ ていました。私も三土中学の OB ですが通学路の右手に畑があった記憶はありま せんし，自治会長，農会長の証明書も添付されています。先ほどのことは，非農地証明の 3－2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当て はまります。また，
 については隣接者の同意も得られ ています。 は隣接者の同意が得られていませんが，疎明書が添付されて おり，農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまり ます。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので， ご審議のほどよろしくお願いします。

長 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
議 長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。続いて，議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といた します。 事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 11 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」
（議案第4号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
（午後 2 時 18 分 閉会）

令和 4 年 11 月 22 日
議 長 ..... ©
5 番 ..... ©
8 番 ..... ©

